

## デジタルガバメント推進調査業務委託プロポーザル企画提案審査基準

### 1. 審査の考え方

提案書の審査にあたっては、「デジタルガバメント推進調査業務委託要求水準書」「デジタルガバメント推進調査業務委託プロポーザル募集要項」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、提案書及びヒアリング等における聴き取りにおいて審査する。

### 2. 評価基準

評価は100点を満点とし、評価基準は別表「評価基準」のとおりとする。

### 3. 評価点数

評価の際は、各項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行い、小項目毎に係数（倍率）を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

採点の目安	点数	点数化の方法
提案内容が優れている	5	配点×1.0
提案内容に優れている点がある	4	配点×0.8
提案内容が標準的である	3	配点×0.6
提案内容に劣っている（実現性が低い）点がある	2	配点×0.4
提案内容が劣っている（実現性が低い）	1	配点×0.2
未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	0	配点×0

### 4 順位付けについて

選考委員会の各委員の採点により、次の条件に従い、選定する。ただし、全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。

＜順位付けの条件＞

- (1) 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- (2) (1) により決しない場合、全委員の合計点数が最高得点の者
- (3) (2) が複数ある場合、評価項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い者
- (4) (3) が複数ある場合、評価項目のうち、「事業遂行能力」の点数の合計が最も高い者

### 5 その他

- (1) 選考委員会は、非公開で行う。
- (2) 参加者が選考委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3) 選考委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、参加者の説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。

別表 評価基準

審査項目	審査基準	審査の着眼点	配点
①業務遂行能力 (20点)	実施体制	業務を確実に遂行するために必要な能力を有する担当者を配置し、かつ適切に業務が分担されており、提案説明者が業務全体を理解・把握している場合、優位に評価する	10
	類似業務の実績	事業者及び責任者・担当者が、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有している場合、優位に評価する	10
②業務の実施方針 (10点)		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する	10
③企画提案内容 (50点)	調査・分析手法の提案	窓口業務のボトルネックとなる課題を洗い出すために、効果的な調査・分析の手法が提案されていると認められる場合、優位に評価する	20
	活用が想定されるICTソリューションの提示	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」や「働き方改革」などに対応した窓口業務を実現するために活用を想定しているICTソリューションを示し、その先進性や有効性が高いと認められる場合、優位に評価する	20
	新型コロナウイルス感染症による業務遂行リスクの対応策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う移動制限など、業務に支障が生じた場合の代替案を示し、有効であると認められる場合、優位に評価する	10
④工程計画 (10点)		業務実施手順を示す実施フロー、スケジュールに妥当性が認められる場合、優位に評価する	10
⑤コストの考え方（見積価格） (10点)		提案内容と見積の項目・金額などとの関係が適切である場合、優位に評価する	10
合計			100